

定 款

日本カーボン株式会社

日本カーボン株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本カーボン株式会社という。

英文では、N i p p o n C a r b o n C O . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電極その他各種炭素製品および産業用機械装置の製造、販売ならびに
工場の設計、施行、請負
2. 炭化けい素繊維その他各種セラミックス製品の製造および販売
3. スポーツ娯楽用品、家具、調度品、装身具およびこれらに類する日用雑貨等の販売
4. 花卉の栽培および販売ならびに造園業
5. スポーツ施設、宿泊施設、飲食店、駐車場、ガソリンスタンドおよび学習塾の経営
6. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
7. 前各号に関連または附帯する一切の事業

(本店)

第3条 当社は、本店を東京都中央区におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(買収防衛策)

第15条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、継続、変更または廃止を決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、株主総会の決議または取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定のものに対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第21条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選 任)

第22条 取締役は株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(名誉会長、相談役および顧問)

第 31 条 取締役会の決議により名誉会長 1 名、相談役および顧問若干名をおくことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は株主総会において選任する。

- 2 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。
- 3 監査役および補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める
監査役会規則による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第
423 条第 1 項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大
な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする
旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに
関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、
当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を
することができる。

(配当金等の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受
領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。未払いの配当財産が金銭であ
る場合には利息をつけない。

(転換社債の転換と配当)

第 47 条 当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当
金または中間配当金および転換前の社債の最終の利息の支払については、転換の請求
が 1 月 1 日から 6 月 30 日までになされたときは、1 月 1 日に、7 月 1 日から 12 月
31 日までになされたときは、7 月 1 日にそれぞれ転換があったものとみなす。

沿革

大正 4 年 12 月 20 日 制定

省 略

昭和 24 年 2 月 5 日 一部変更
昭和 24 年 10 月 15 日 一部変更
昭和 26 年 11 月 28 日 商法改正に伴う変更
昭和 28 年 6 月 26 日 一部変更
昭和 31 年 6 月 27 日 一部変更
昭和 31 年 12 月 25 日 一部変更
昭和 34 年 6 月 25 日 一部変更
昭和 37 年 6 月 27 日 一部変更
昭和 38 年 6 月 27 日 一部変更
昭和 42 年 6 月 29 日 商法改正に伴う変更
昭和 49 年 6 月 26 日 商法改正に伴う変更
昭和 56 年 3 月 27 日 一部変更
昭和 57 年 3 月 29 日 商法改正等に伴う変更
昭和 58 年 3 月 29 日 一部変更
昭和 60 年 3 月 29 日 一部変更
平成 3 年 3 月 28 日 一部変更
平成 5 年 3 月 30 日 一部変更
平成 6 年 3 月 30 日 商法改正等に伴う変更
平成 14 年 3 月 28 日 商法改正等に伴う変更
平成 14 年 9 月 27 日 商法改正等に伴う変更
平成 16 年 3 月 30 日 商法改正等に伴う変更
平成 19 年 3 月 29 日 会社法改正等に伴う変更
平成 20 年 3 月 28 日 一部変更
平成 24 年 3 月 29 日 一部変更
平成 27 年 3 月 30 日 一部変更